

件 名	愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例	
主 管 課	義務教育課（高校教育課）	
根拠法令等		
【改正の概要】		
県立学校の職員及び市町立学校の職員の定数の改正		
1 県立学校の職員	<u>4,172人</u>	<u>4,123人</u> （49人）
(1) 県立中等教育学校	159人	200人（41人）
(2) 県立高等学校の職員	3,129人	3,033人（96人）
(3) 県立特別支援学校の職員 （県立盲・聾・養護学校）	884人	890人（6人）
2 市町立学校の職員	<u>9,161人</u>	<u>9,067人</u> （94人）
(1) 小学校の職員	5,847人	5,817人（30人）
(2) 中学校の職員	3,314人	3,250人（64人）
3 計	<u>13,333人</u>	<u>13,190人</u> （143人）
施 行 日	平成20年4月1日	
【その他参考事項】		
定数の改定の主な要因		
小・中学校		
小・中学校の統合・学級減（31学級）に伴う減員		
初任者研修講師等の増員		
栄養教諭の増員（41人 56人）		
中等教育学校		
今治東、松山西、宇和島南中等教育学校（後期第6学年分）各4増（12学級）		
高等学校		
高等学校の学級減（37学級）に伴う減員		
初任者研修講師等の増員		
特別支援学校		
特別支援学校の学級増（4学級）に伴う増員		